

協議第 27 号 新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置について提出する。

平成 16 年 3 月 26 日 提出

菊池北部四市町村合併協議会  
新市事務所の位置候補地選定小委員会  
委員長 北 田 彰

新市の事務所の位置について

- 1 . 合併当初の新市事務所（本庁舎）の位置は、菊池市大字隈府 8 8 8 番地（現菊池市役所）とする。
- 2 . 合併後 3 年を目標に新庁舎を建設することとし、国道 3 2 5 号・3 8 7 号間の菊池市道花房森北線（菊池グリーンロード）沿線周辺に適地を求める。
- 3 . 新市における庁舎の配置方式は、新庁舎が機能するまでの間は総合支所方式とし、現在の各市町村の庁舎を総合支所とする。  
新庁舎建設後は本庁方式とし、総合支所を支所とする。その際、各支所の機能・役割等については、住民サービスの維持・向上及び合併による効率化に配慮し、新市において調整する。

平成 16 年 4 月 22 日 確認

協議第27号 新市の事務所の位置 資料

協定項目	新市の事務所の位置について
調整の内容	<p>1 合併当初の新市事務所（本庁舎）の位置は、菊池市大字隈府888番地（現菊池市役所）とする。</p> <p>2 合併後3年を目標に新庁舎を建設することとし、国道325号・387号を結ぶ菊池市道花房森北線（菊池グリーンロード）沿線周辺に適地を求める。</p> <p>3 新市における庁舎の配置方式は、新庁舎が機能するまでの間は総合支所方式とし、現在の各市町村の庁舎を総合支所とする。 新庁舎建設後は本庁方式とし、総合支所を支所とする。その際、各支所の機能・役割等については、住民サービスの維持・向上及び合併による効率化に配慮し、新市において調整する。</p>

事務所の現況

市町村名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町
現在の事務所の位置	菊池市大字隈府888番地	七城町大字甲佐町74番地の1	旭志村大字小原240番地	泗水町大字福本383番地
庁舎延床面積	4,519.35㎡	2,361.76㎡	1,748.74㎡	3,006.00㎡
敷地面積	14,275.46㎡	10,015.20㎡	5,870.19㎡	9,555.00㎡

新市事務所の位置を決定する必要性

地方自治法第4条第1項で地方公共団体は、条例で事務所の位置を定めることを義務付けている。  
新設合併することにより、これまでの市役所・町村役場は法的な機能を失うこととなります。  
したがって、新市の発足までに事務所の位置を決定しておく必要があります。

事務所の位置の決定基準

地方自治法第4条第2項に、事務所の位置の決定基準として、「住民の利便に最も適合するように、交通の事情、他の官公署との関係等を考慮」すべきことが挙げられている。

事務所に関する法令

地方自治法（昭和22年 法律第67号）- 抜粋 -

（地方公共団体の事務所の設定又は変更）

**第4条** 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

（支庁・地方事務所・支所等の設置）

**第155条** 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁（道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

（通知） 支所と称するのは、市区町村内の特定区域を限り主として市町村の事務の全般にわたって事務を掌る事務所を意味するものであって、土木、勧業その他特定の事務のみを分掌させる事務所は、法にいう支所ではない。（昭和22年5月29日通知）

（実例） 支所とは、市区町村の全部事務を執行するものであって、その位置は、交通不便の地あるいは市町村の廃置分合等により従前の市町村役場を廃せず支所とする場合等であり、したがってその組織は相当の職員が常時勤務することを要件とする。（昭和23年11月20日行実）

協議第27号 新市の事務所の位置 資料

事務所の設置方式			
項目	本庁方式	分庁方式	総合支所方式
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係町の組織機構を本所に集約し、残った庁舎にその地域の住民に直接関わりのある業務(窓口業務)を行う支所を置く。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在ある関係町の庁舎を「分庁」として、行政機能を各部門ごとに振り分ける方式。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合調整機能を除く事務の全般にわたって事務を掌る総合支所を置く。</li> </ul>
図解	<p>・本庁にすべての業務を集中する。(集中方式)                      ・支所では、その地域の住民生活に直接関りのある業務(窓口業務)を行う。</p> <p>分散方式 庁舎スペースの関係上、一部の部門を支所等に配置する方式。                      (例) A支所に福祉事務所、B支所に教育委員会</p>	<p>・各町に各行政部門を振り分け、業務を分散する。</p> <p>(例) 総務部門 建設部門                      企画部門 農水部門                      (例) 教育部門 福祉部門                      商工部門 水道部門</p>	<p>・総合支所には従来とほぼ、同様の部署を設置する。                      ・総合支所になく、本庁にある部署の例としては、3役、議会、総務課、企画課等。</p> <p>(例) 総務課、企画課等 + 総合支所                      (例) 市民課、福祉課、税務課、建設課、農水課等</p>
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務の効率化が図られる。</li> <li>既存施設を利用できる場合は、新庁舎を建設する場合に比べ費用は比較的少なくてすむ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各町、対等な扱いとなる。(但し、条例でいずれかの住所を事務所の位置とする必要がある。)</li> <li>既存施設を利用するため費用は少なくてすむ。(改装費程度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民にとって現状に近く、サービス提供が容易にでき、違和感がない</li> <li>既存施設を利用するため費用は少なくてすむ。(改装費程度)</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺地域への住民サービスの低下が心配される。</li> <li>関係町の理解を得ることがむずかしいと思われる。</li> <li>新庁舎建設の場合は、多大の建築費がかかる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各業務部門が分散するため、A、B両庁舎等に用事がある住民にとって不便である。</li> <li>管理上は、非効率となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員数が今と同程度必要であり、合併による効率化が生かされにくい。</li> <li>新市の一体感が醸成されにくい。</li> </ul>
<p>先行地での検討事例を参考に、菊池北部4市町村の場合を想定し、4市町村合併の例で整理している。</p>			

菊池北部4市町村の庁舎等の概要																												
項目	菊池市					七城町					旭志村					泗水町												
	区分	構造等	延面積	備考		区分	構造等	延面積	備考		区分	構造等	延面積	備考		区分	構造等	延面積	備考									
庁舎の概要	庁舎		4,519.35㎡	S43年完成		庁舎		2,361.76㎡	S55年完成		庁舎		1,748.74㎡	S48年完成		庁舎		3,006.00㎡	S55年完成									
	内 訳	1F	1,984.95㎡			内 訳	1F	1,630.32㎡			内 訳	1F	1,130.19㎡			内 訳	1F	1,158.00㎡										
		2F	1,042.87㎡				RC造2F	2F				731.44㎡	RC造2F				2F	740.81㎡			RC造3F	2F	1,032.00㎡					
		3F	1,032.72㎡					3F				㎡					3F	㎡				3F	816.00㎡					
		4F	148.81㎡					4F				㎡					4F	㎡				4F	㎡					
B1F	310.00㎡	5F	㎡	5F	㎡	5F	㎡	5F	㎡																			
第二庁舎		RC造2F	531.75㎡	S43年完成		電算室		RC造2F	216.01㎡	H7年完成		車庫		RC造1F	105.00㎡	S48年完成		車庫		R造1F3棟	354.00㎡	S55年完成						
車庫		R造1F2棟	428.24㎡	S43年完成		車庫		R造1F	133.09㎡	S55年完成		駐車場		80台			駐車場		130台									
駐車場 公用車		290台 51台			駐車場 公用車		20台				駐車場 公用車		21台			駐車場 公用車		25台										
敷地面積			14,275.46㎡			敷地面積			10,015.20㎡			敷地面積			5,870.19㎡			敷地面積			9,555.00㎡							
H15.10.1現在					定員	実人員	H15.10.1現在					定員	実人員	H15.10.1現在					定員	実人員								
職員数	長部局		253	245		長部局		62		長部局		54		長部局		89		88										
	議会事務局		5	5		議会事務局		2		議会事務局		2		議会事務局		2		2										
	教育委員会		53	44		教育委員会		7		教育委員会		16		教育委員会		32		28										
	選挙管理委員会		2	1		選挙管理委員会		0		選挙管理委員会		0		選挙管理委員会		1		0										
	監査事務局		2	2		監査事務局		0		監査事務局		0		監査事務局		1		0										
	農業委員会		5	5		農業委員会		1		農業委員会		1		農業委員会		4		2										
	地方公営企業(水道)														地方公営企業(水道)		5		4									
計			320	302		計			76	72		計			77	73		計			134	124						
事業所別職員数	事業所名	人数	内訳				事業所名	人数	内訳				事業所名	人数	内訳				事業所名	人数	内訳							
			職員	非常勤	臨時	契約			職員	非常勤	臨時	契約			職員	非常勤	臨時	契約			職員	非常勤	臨時	契約	職員	非常勤	臨時	契約
事業所別職員数	役場庁舎	226	205	10	11	役場庁舎	70	59	6	5	役場庁舎	64	57	7		役場庁舎	96	84	8	4								
	第二庁舎学務	11	9	1	1	教育委員会	11	7	3	1	教育委員会	11	7	4		中央公民館	15	13	2									
	第二庁舎農委	5	5			小学校	7	1	3	3	小学校	7	3	4		小学校	6	3	3									
	総合体育館	9	6	3		中学校	5	1	2	2	中学校	3	2	1		中学校	2	1	1									
	勤労青少年ホーム	1		1		保育所	11	4	1	6	幼稚園	4	4		幼稚園	8	4	4										
	中央公民館	8	7		1											図書館	7	1	4	2								
	文化会館	5	5												給食センター	12	6	6										
	西部市民センター	4	3	1											老人ホーム	16	12	4										
	水道局	8	8																									
	老人ホーム	11	10		1																							
	小学校(9)	31	14	9	8																							
	中学校(2)	10	4	6																								
	保育園(4)	45	24	16	5																							
	浄水センター	2	2																									
プール	5																											
計			381	302	49	30	計			104	72	15	17	0	計			89	73	16	0	計			162	124	32	6
主要官公署等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駅(鉄道,バス等)</li> <li>熊本電鉄バス(栄町)</li> <li>・ 国の機関</li> <li>菊池税務署、法務局菊池出張所、職業安定所</li> <li>自衛隊事務所、農政局情報出張所、食糧事務所</li> <li>竜門ダム管理支所、労働基準監督署、森林管理署</li> <li>・ 県の機関</li> <li>県総合庁舎、菊池高校、少年自然の家</li> <li>・ 警察署</li> <li>菊池警察署、水源・西寺・広瀬・竜門駐在所</li> <li>・ 郵便局</li> <li>菊池・河原・水源・花房・竜門郵便局</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駅(鉄道,バス等)</li> <li>熊本電鉄バス(七城役場前)</li> <li>・ 国の機関</li> <li>・ 県の機関</li> <li>熊本県食肉衛生検査所</li> <li>・ 警察署</li> <li>七城駐在所</li> <li>・ 郵便局</li> <li>七城郵便局</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駅(鉄道,バス等)</li> <li>熊本電鉄バス(伊萩)、産交バス(津留)</li> <li>・ 国の機関</li> <li>・ 県の機関</li> <li>・ 警察署</li> <li>旭志駐在所</li> <li>・ 郵便局</li> <li>旭志郵便局</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駅(鉄道,バス等)</li> <li>熊本電鉄バス(高江)</li> <li>・ 国の機関</li> <li>・ 県の機関</li> <li>菊池農業高等学校</li> <li>・ 警察署</li> <li>泗水・住吉駐在所</li> <li>・ 郵便局</li> <li>泗水郵便局・田島郵便局</li> </ul>												

注)職員数の実人員計と事業所別職員数計は同数。

協議第27号 新市の事務所の位置 資料

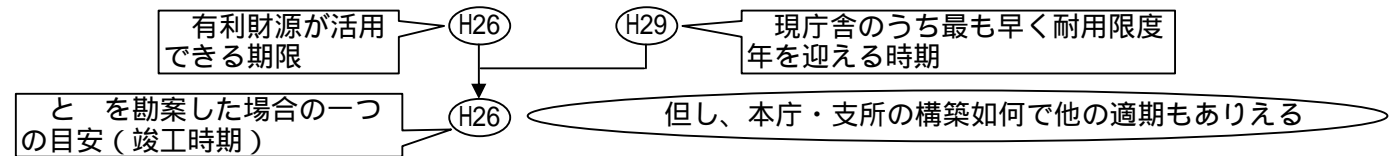
新庁舎の建設時期に関する事情について

1	市町村名	完成年	耐用限度年 (年度)	経過年数(耐用年数を50年とする)																											
				15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
現 庁 舎 の 耐 用 年 数	菊池市	昭和43年 (1968年)	平成30年 (2018年)	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63
	七城町	昭和55年 (1980年)	平成42年 (2030年)	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
	旭志村	昭和48年 (1973年)	平成35年 (2023年)	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57
	泗水町	昭和55年 (1980年)	平成42年 (2030年)	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50

2	財政上の観点から	財源	
		起債償還	早期償還(早期実施)が望ましい(財政規模の縮小が予想される中、財政の自由度を確保する理由から)

3 本庁・支所のあり方から どのような方式を採用するかによって異なる

4 まとめ  
合併特例債が活用可能な平成26年までに庁舎建設が完了することが、財政負担の軽減につながる。



〔参 考〕

新しい庁舎を建設する場合には、一般単独事業起債対策事業の庁舎整備に係る範囲内で(いわゆる豪華な庁舎の飛び出した分は対象とならない)合併特例債の起債を充てることができる。

この際、旧庁舎を除去しない場合には、たとえ支所として機能させるとしても建物の大部分が空きスペースとなり、これをどのように活用するかも検証が必要である。特に旧庁舎と新庁舎の位置する地域が全く異なるときには、旧庁舎エリアの住民の意見をよく聞いて、住民が日頃のサークル活動等に利用できる施設に改修することも一案であろう。

【例】あきるの市

平成7年に合併したが、平成11年から合併市町村まちづくり推進事業で、一般行政機能に加えて、危機管理に対応するために防災センター機能の独立や、まちづくりに市民参加を推進する拠点としてのコミュニティ機能を備えた庁舎建設を行い、平成13年に完成した。

旧五日市町にある庁舎は出張所に位置付け、市民総合窓口、福祉総合窓口、出納窓口を設置した。地元住民を交えた検討委員会で活用方策を検討した結果、庁舎の2・3階は地域住民のための交流センターとすることを決定し、2億3千万円かけて改修する予定。

(「合併協議会の運営の手引き」より抜粋)

協議第 27号 新市の事務所の位置 資料

先進事例（調整方針の例）

合併市町村（協議会）	合併施行（予定）日	合併の形態	調整内容
あさぎり町 （上村・岡原村・須恵村・深田村・免田町）	平成 15 年 4 月 1 日	新設	新市の事務所の位置は、免田町甲字久鹿 1 1 9 9 番地とする。 現在の市町村それぞれの役場の位置に支所をおくものとする。
東かがわ市 （引田町、白鳥町、大内町）	平成 15 年 4 月 1 日	新設	新市の事務所の位置は、合併当初は白鳥町湊字水入 1 8 4 7 番地 1 とする。ただし、新庁舎の位置は、建設するとした場合、白鳥町湊又は白鳥地内とする。
宇城西部五町合併協議会 （三角町・不知火町・松橋町・小川町・豊野町）	平成 17 年 1 月 15 日	新設	・新市の事務所の位置は、松橋町大字大野 8 5 番地とする。 ・現在の三角町、不知火町、小川町、豊野町のそれぞれの役場の位置に支所を置くものとする。 ・不知火町松合連絡所の位置に、当分の間出張所を置くものとする。
鹿本地域合併協議会 （鹿北町・菊鹿町・山鹿市・鹿本町・鹿央町）	平成 17 年 1 月 15 日	新設	1 合併当初の新市事務所の位置は、山鹿市大字山鹿 9 7 8 番地（現山鹿市役所）とする。ただし、合併後 3 年を目処に、市道名塚中央線、市道新湧尾・八ノ峰線及び市道湧尾・八ノ峰線の沿線周辺地域に適地を求め、新たな事務所の建設に着手する。 2 現在の各市町村の事務所の位置に総合支所方式による支所を置く。ただし、合併から 10 年後を目安に本庁方式に移行する。 また、支所については、住民サービスの低下を招かないように特に充実に努めるものとする。
玉名地域 1 市 8 町合併協議会 （岱明町・横島町・天水町・玉東町・菊水町・三加和町・南関町・長洲町・玉名市）	平成 17 年 1 月 17 日	新設	( 1 ) 新市の事務所の位置は、当分の間、玉名市繁根木 1 6 3 番地（現玉名市役所）とする。 ( 2 ) 現在の岱明町、横島町、天水町、玉東町、菊水町、三加和町、南関町、長洲町のそれぞれの庁舎に支所を置くものとする。 ( 3 ) 各支所の機能・役割等については、住民サービスの維持・向上及び合併による効率化等に配慮しながら、合併までに調整する。 ( 4 ) 将来の新市の事務所の位置の選定及び新庁舎の建設については、交通の事情及び他の官公署との関係など市民の利便性及び新市の財政状況等を考慮しながら、早期に新庁舎の候補地を選定し、合併後 5 年を目標に、新市の事務所の位置を決定し建設するものとする。